6～8　（略）

（法第六十三条第一項第一号及び第九号に掲げる事業）

第百二十五条の二　法第六十三条第一項第一号及び第九号に掲げる事業として、事業主、労働者等に対して、労働者の職業能力の開発及び向上に関する情報及び資料の提供並びに助言及び指導その他労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上に係る技術的な援助を行う事業を行うものとする。

（法第六十三条第一項第一号、第七号及び第九号に掲げる事業）

第百二十四条　法第六十三条第一項第一号、第七号及び第九号に掲げる事業として、中央職業能力開発協会費補助金及び都道府県職業能力開発協会費補助金を交付するものとする。

（法第六十三条第一項第七号に掲げる事業）

第百二十七条　法第六十三条第一項第七号に掲げる事業として、指定試験機関費補助金を交付するものとする。

（法第六十三条第一項第九号の厚生労働省令で定める事業）

第百二十八条　法第六十三条第一項第九号の厚生労働省令で定める事業は、第百二十四条、第百二十五条の二、第百三十四条、第百四十条及び第百四十条の二に定めるもののほか、次のとおりとする。

一・二　（略）

（削る）

三～九　（略）

十　（略）

十一　法第六十三条第一項第一号から第八号までに掲げる事業及び前各号に掲げる事業に附帯する事業を行うこと。

第百三十九条　削除

7～9　（略）

（法第六十三条第一項第一号及び第八号に掲げる事業）

第百二十五条の二　法第六十三条第一項第一号及び第八号に掲げる事業として、事業主、労働者等に対して、労働者の職業能力の開発及び向上に関する情報及び資料の提供並びに助言及び指導その他労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上に係る技術的な援助を行う事業を行うものとする。

（法第六十三条第一項第一号、第六号及び第八号に掲げる事業）

第百二十四条　法第六十三条第一項第一号、第六号及び第八号に掲げる事業として、中央職業能力開発協会費補助金及び都道府県職業能力開発協会費補助金を交付するものとする。

（法第六十三条第一項第六号に掲げる事業）

第百二十七条　法第六十三条第一項第六号に掲げる事業として、指定試験機関費補助金を交付するものとする。

（法第六十三条第一項第八号の厚生労働省令で定める事業）

第百二十八条　法第六十三条第一項第八号の厚生労働省令で定める事業は、第百二十四条、第百二十五条の二、第百三十四条、第百四十条及び第百四十条の二に定めるもののほか、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　事業主に対して、両立支援等助成金（第百三十九条第一項に規定する女性活躍加速化コース助成金に限る。同条、第百三十九条の三及び第百三十九条の四において同じ。）を支給すること。

四～十　（略）

十の二　（略）

十一　法第六十三条第一項第一号から第七号までに掲げる事業及び前各号に掲げる事業に附帯する事業を行うこと。

（両立支援等助成金）

第百三十九条　第百三十八条第三号の両立支援等助成金として、女性活躍加速化コース助成金を支給するものとする。

2　女性活躍加速化コース助成金は、次のいずれにも該当する中小企業事業主（その常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主をいう。以下この項において同じ。）に対し、四十七万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、六十万円）を支給するものとする。ただし、既にこの項の規定による支給を受けた中小企業事業主にあつては、この限りではない。

一　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第八条第一項に規定する一般事業主行動計画（以下この条において「一般事業主行動計画」という。）を定め、当該一般事業主行動計画を策定した旨を厚生労働大臣に届け出て、当該一般事業主行動計画を労働者に周知させるための措置を講じ、かつ、当該一般事業主行動計画を公表した中小企業事業主

二　一般事業主行動計画に定める女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定める数値目標を達成した中小企業事業主

三　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二十条第二項の規定により、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を公表した中小企業事業主